

福岡医発第1338号(地)

平成19年11月 1日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 横 倉 義 武

(公 印 省 略)

医療法改正に伴う医療法人の定款の変更について

昨年6月21日、平成18年法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)のうち、医療法人に関する規定については、本年4月1日より施行されました。

これにより、改正法の規定とこれまでのモデル定款の内容に齟齬が生じている箇所があり、ほとんど全ての医療法人において定款の変更が必要となります。

つきましては、モデル定款に沿って定款を作成している場合に変更が必要な箇所は別添の新旧対照表のとおりですので、ご参照のうえ、定款変更のお手続きを行っていただきますよう貴会会員各位への周知方につきましてご高配を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今回の法改正に伴う変更の期限は、改正法附則第9条第1項により平成20年3月31日となっており、既に管轄の保健所(保健福祉環境事務所)より定款変更に関して各医療法人へ通知されておりますが、福岡県保健福祉部医療指導課に確認をしたところ、手続きされていない医療機関が多数あるとのことですので、期限内に定款変更認可の申請を各法人の主たる事務所の所在地を管轄する保健所(保健福祉環境事務所)に対し行っていただきますようお願いいたします。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



新 旧 対 照 表 (案)

新	旧
第 条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に、<u>事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書</u>（以下「<u>事業報告書等</u>」という。）を作成しなければならない。 2 本社は、<u>事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u> 3 本社は、<u>毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を</u> に届け出なければならない。	第 条 本社の決算については、毎会計年度終了後2月以内に<u>監事の監査を経た上、理事会及び社員総会の承認を受け、かつ、これを</u> に届け出なければならない。
第 条 (略) 5 監事は、<u>次の職務を行う。</u> (1) <u>本社の業務を監査すること。</u> (2) <u>本社の財産の状況を監査すること。</u> (3) <u>本社の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会又は理事に提出すること。</u> (4) <u>第1号又は第2号による監査の結果、本社の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを</u> 又は社員総会に報告すること。 (5) <u>第4号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。</u> (6) <u>本社の業務又は財産の状況について、理事に対して意見を述べること。</u> 6 監事は、<u>本社の理事又は職員（本社の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者その他の職員を含む。）を兼任することができない。</u>	第 条 (略) 5 監事は、<u>民法第59条に規定する職務を行う。</u> 6 監事は、<u>この法人の理事又は他の職務を兼任することができない。</u>
第 条 <u>理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会及び理事会を招集することができる。</u> 2 <u>社員総会の議長は、社員総会において選任し、理事会の議長は、理事長をもってあてる。</u> 3 <u>理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議に付すべき事項を示して臨時総会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。</u> 4 <u>理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は理事会を招集しなければならない。</u>	第 条 <u>会議は、理事長がこれを招集し、その議長となる。</u> 2 <u>その会議を構成する社員又は理事の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長はその会議を招集しなければならない。</u>
第 条 <u>社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。</u>	第 条 <u>社員総会は、社員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開くことができない。</u>
第 条 本社の公告は、<u>官報</u>によって行う。	第 条 本社の公告は、<u>〇〇</u>によって行う。

年 月 日

福岡県知事 殿

(主たる事務所の所在地)

(医療法人名)

(理事長名)

印

定款（寄附行為）変更認可申請書

本法人の定款（寄附行為）の一部を変更したいので、医療法第50条第1項及び同法施行規則第32条の規定に基づき申請します。

[添付書類]

1. 定款又は寄附行為の変更内容（新旧対照表を添付すること。）及びその事由を記載した書類
2. 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手続きを経たことを証する書類
…社団の医療法人にあっては、社員総会の議事録
…財団の医療法人にあっては、理事会（評議員会）の議事録
3. 現定款（変更前のもの）

医療法人 定時（臨時）社員総会議事録

1 日 時 平成 年 月 日 時 分～ 時 分

2 場 所 福岡県 、〇〇会議室 において

3 出 席 者 、 、
(本社員総数 名のうち、 名出席、 名委任状提出)

本社員定款第 条により理事長 が議長となり、定款第 条に規定する定款変更に必要な定足数に達したことを確認したのち、 時 分開会を宣し、議事に入った。

第1号議案 定款の一部変更承認の件

理事長 は、医療法改正に伴い、本社の定款について別紙新旧対照表（案）のとおり変更する必要があることを説明し、議長はその案を一同に諮ったところ、異議なく承認された。

以上をもって、本日の議事を終了したので議長は閉会を宣した。(時 分)
本日の決議を確認するため出席者全員が署名捺印する。

社 員 (理 事 長)	印
〃 (理 事)	印
〃	印

(作成上の注意)

本議事録は参考例であり、併せて別件の定款変更や決算についても記載してよい。